

『相模原市建築工事標準単価積算基準』

【令和8年2月改定部分 対比表】

※年度の修正など内容の改定がないものは、対比表への記載は、ありません。

相模原市技術監理課

相模原市建築工事標準単価積算基準の改定について

P 2 第1編 総則

改 定	現 行
<p>第1編 総則</p> <p>2 単価及び価格の算定</p> <p>(3) 市場単価</p> <p>市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づく、単位施工当たりの価格であり、<u>材料費、労務費、機械器具費等（専門工事業者の諸経費を含む。）</u>によって構成される。</p> <p><u>物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる。</u></p> <p>(4) <u>単位施工単価</u></p> <p><u>単位施工単価は、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工当たりに必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価である。</u></p> <p><u>細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下「ベース単価」という。）は、（2）複合単価の算定方法により算定する。</u></p> <p><u>それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下「シフト単価」という。）は、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果に基づき、次に示すとおり調整して算定する。</u></p> <p style="text-align: center;"> $\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$ </p>	<p>第1編 総則</p> <p>2 単価及び価格の算定</p> <p>(3) 市場単価</p> <p>市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の<u>契約に基づき調査された</u>単位施工当たりの取引価格であり、<u>物価資料に掲載された「建築工事市場単価」</u>による。なお、第2編～第4編に定める工種に適用する。また、<u>市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）</u>によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。</p>

相模原市建築工事標準単価積算基準の改定について	P 2 第1編 総則
改 定	現 行
<p>第1編 総則</p> <p><u>ベース単価は、工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とする。シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定することができる。</u></p> <p>(5) 上記以外の単価及び価格 上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>(4) 上記以外の単価及び価格 上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。</p>

相模原市建築工事標準単価積算基準の改定について

P 3 第1編 総則

改 定	現 行
<p>第1編 総則</p> <p>4 単価及び価格の適用</p> <p>単価及び価格の適用については、第2編～第5編によるほか次による。</p> <p>(1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。</p> <p>(2) <u>市場単価において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、類似の市場単価を適切に補正してその単価を算出することができる。</u></p> <p>(3) <u>単位施工単価において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、類似の単位施工単価を適切に補正してその単価を算出することができる。</u></p> <p>(4) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。</p> <p>(5) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(6) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(7) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含まない。</p> <p>(8) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する見積書の構成及び見積書の内容は、「公共建築工事見積標準書式」を参考とし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>4 単価及び価格の適用</p> <p>単価及び価格の適用については、第2編～第5編によるほか次による。</p> <p>(1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。</p> <p>(2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。</p> <p>(3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含まない。</p> <p>(6) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する見積書の構成及び見積書の内容は、「公共建築工事見積標準書式」を参考とし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。</p>